

京都市告示第 65 号

平成29年3月31日京都市告示第667号及び平成30年3月30日京都市告示第661号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます。

平成30年4月20日

京都市長 門川大作

	氏名又は名称	住所	変更内容	変更前	変更後	変更期間
1	株式会社 ツルハ	北海道札幌市 東区北二十四 条東20丁目 1-21	取扱店舗の 追加	—	株式会社 ツルハ ツルハドラ ッグ八坂神 社前店 京都市東山 区四条通大 和大路東入 祇園町南側 543番地	平成30年 3月22日 から 平成31年 3月31日 まで
2	株式会社 デイリーヤマ ザキ事業統括 本部	東京都千代田 区岩本町3丁 目10番1号	取扱店舗数 の変更	京都市内 28店舗に 限る	京都市内 27店舗に 限る	平成30年 3月23日 から 平成31年 3月31日 まで

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)